

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成24年2月2日(2012.2.2)

【公表番号】特表2011-519492(P2011-519492A)

【公表日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2010-548654(P2010-548654)

【国際特許分類】

H 04 N 7/173 (2011.01)

【F I】

H 04 N 7/173 6 1 0 Z

【手続補正書】

【提出日】平成23年12月6日(2011.12.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

複数のチャネルの1つの映像をダウンロードすることを求める要求をクライアント・デバイスから受信するステップと、

それぞれが前記複数のチャネルに同調することができる個別のチューナを有する第1の映像受信側デバイスおよび第2の映像受信側デバイスからそれぞれの負荷指標を受信するステップと、

前記負荷指標に従って、前記第1の映像受信側デバイスおよび前記第2の映像受信側デバイスの一方を選択するステップと、

前記選択した映像受信側デバイスに、チャネルを同調して前記映像を受信するように要求するステップと、

前記選択した映像受信側デバイスに、前記映像を、前記クライアント・デバイスが知っているアドレスを使用して伝送するように命令するステップと、を含む、前記方法。

【請求項2】

前記選択した映像受信側デバイスに前記アドレスを提供するステップをさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記第1の映像受信側デバイスおよび前記第2の映像受信側デバイスの一方がマルチキャストを使用して前記複数の映像ソースの1つの映像を送信している場合に、前記クライアント・デバイスにマルチキャスト・ネットワーク・アドレスを送信して、前記クライアント・デバイスが前記マルチキャスト・ネットワーク・アドレスを使用して前記複数の映像ソースの前記1つの前記映像を受信することができるようとするステップ、もしくは、

前記第1の映像受信側デバイスおよび前記第2の映像受信側デバイスの一方がユニキャストを使用して前記複数の映像ソースの1つの映像を送信している場合に、前記送信している映像受信側デバイスに、ユニキャストをマルチキャストに変換するように要求し、前記クライアント・デバイスにマルチキャスト・ネットワーク・アドレスを送信して、前記クライアント・デバイスが前記マルチキャスト・ネットワーク・アドレスを使用して前記複数の映像ソースの1つの前記映像を受信することができるようとするステップ、をさらに含む、請求項1に記載の方法。

【請求項4】

それぞれの負荷指標を受信する前記ステップが、定期的に実行される、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 5】

前記それぞれの負荷指標が、前記第 1 の映像受信側デバイスおよび前記第 2 の映像受信側デバイスそれぞれの負荷率設定点を示す、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 6】

前記それぞれの負荷指標によれば、前記選択された映像受信側デバイスの方が負荷が軽い、請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

請求項 1 乃至 6 の方法を行う、装置。

【請求項 8】

要求サーバ・デバイスと、それぞれが複数のチャネルに同調することができる個別のチューナを有する複数の映像受信側デバイスとを備えるシステムにおいて、クライアント・デバイスにより行われる方法であって、前記要求サーバ・デバイスは、前記映像受信側デバイスのそれぞれの負荷指標に基づいて前記複数の映像受信側デバイスの一つを選択し、クライアント・デバイスからの要求を供給し、

前記複数のチャネルのうちの 1 つにより伝送されたプログラムを求める要求をクライアント・デバイスから前記要求サーバ・デバイスに送信するステップと、

前記要求に応答して、前記クライアント・デバイスが前記要求サーバ・デバイスからアドレスを受信するステップと、

前記アドレスを使用して、選択された映像受信側デバイスを介して、前記クライアント・デバイスが前記要求したプログラムを受信するステップと、
を含む、前記方法。

【請求項 9】

前記それぞれの負荷指標が、前記複数の映像受信側デバイスそれぞれの負荷率設定点を示す、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 10】

前記複数の映像受信側デバイスが、それぞれ複数のテレビジョン・チャネルに同調することができる、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 11】

前記それぞれの負荷指標によれば、前記選択された映像受信側デバイスはより軽い負荷を有する、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 12】

前記アドレスは、マルチキャスト・ネットワーク・アドレスである、請求項 8 に記載の方法。

【請求項 13】

請求項 8 乃至 12 の方法を行う、装置。